○介護支援専門員法定研修について

　（R3.3栃木県保健福祉部高齢対策課）

介護支援専門員法定研修については、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36通知）等により実施することとされています。

栃木県では、指定研修機関の**とちぎ健康福祉協会**において、研修を実施しております。

研修日程等については、順次、とちぎ健康福祉協会ホームページに掲載予定です。研修に関する問合せや申込みについては、直接、とちぎ健康福祉協会にお願いします。

☞とちぎ健康福祉協会生きがい健康部　各研修で検索

**受講にあたっての留意事項**

**・国では介護支援専門員法定研修のオンライン化の準備を進めています。**

令和3(2021)年度の研修方法、開催時期等がこれまでとは異なる可能性がありますので、とちぎ健康福祉協会のホームページに掲載される実施要領等を確認してください。

今後に備え、オンライン受講環境を整えていただくようお願いいたします。

・**令和２（2020）年度介護支援専門員実務研修（第2期）における実習の免除について**

新型コロナウイルス感染拡大の状況から、厚労省（介護保険最新情報Vol.868）に基づき、当該研修における実習を免除いたしました。ついては、本研修の受講修了者は実習を経験していないことから、介護支援専門員として就業を開始する際には、就業先事業所において有資格者の同行による居宅訪問など、３日間以上のＯＪＴを行っていただけるよう、皆様の御協力をお願いいたします。

なお、特定事業所加算については、実習を受け入れない期間も実習担当の職員を確保する等を満たしていれば、当該加算の要件を満たしていることといたします。

・研修は計画的に受講し、介護支援専門員証の有効期間満了日前に修了できるよう各自、御留意ください。（研修の受講時期の個別通知は行っておりません。）

・研修受講地は、原則として「介護支援専門員として登録している都道府県」です。

受講地の変更に関しては栃木県ホームページを御参照ください。

* 介護支援専門員法定研修（令和3年3月現在）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 内 容 研修別 | 受 講 要 件 | 時間数 | 研修日数(予定) | 受 講 料(資料代含む) |
| 実務研修 | 介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者 | 87時間(実習) | １５日(３日) | 54,000円 |
| 再研修 | 新たに介護支援専門員証の交付を受けようとする者 | 54時間 | １１日 | 34,000円 |
| 更新研修 | 未経験者 | 実務経験がなく、介護支援専門員証の有効期間が概ね１年以内に満了する者 | 54時間 | １１日 | 34,000円 |
| 実務経験者（1回目） | 実務経験があり、介護支援専門員証の有効期間が概ね１年以内に満了する者 | 88時間 | １７日 | 69,000円 |
| 実務経験者（2回目以降） | 32時間 | ８日 | 27,000円 |
| 専門研修 | 課程Ⅰ | 現に介護支援専門員として実務に従事している者であって、原則、就業後６ヵ月以上の者 | 56時間 | ９日 | 42,000円 |
| 課程Ⅱ | 原則、介護支援専門員として実務に従事している者であって、専門研修課程Ⅰを修了している就業後３年以上の者 | 32時間 | ８日 | 27,000円 |
| 主任研修 | 十分な知識と経験を有する介護支援専門員であって、利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められる者 | 70時間 | １３日 | 52,000円 |
| 主任更新研修 | 主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間が概ね２年以内に満了する者 | 46時間 | ８日 | 35,000円 |

　受講料は変更となる場合があります